

萩藩御用絵師雲谷派 正保〜万治期の史料

吉積久年

これまで、筆者は過去二度にわたり雪舟の流れを汲む萩藩御用絵師雲谷派に関する史料を編年的に寛永期まで紹介してきた。一つが、「雲谷等顔・等益の慶長期の史料」(『山口県文書館研究紀要』第二五号一九九八年)、もう一つが「雲谷派、元和・寛永期の史料」(『山口県立美術館研究紀要』第三号二〇〇一年)である。

そして、今回はその後の正保から万治期(一六四四〜一六六一)の史料を新たに紹介し、江戸初期の雲谷派絵師の動向把握がより深まることを願うものである。

寛永二十一年(一六四四)二月十四日、萩藩御用絵師雲谷家の当主で初代等顔(一五四七〜一六一八)の二男、等益(一五九一〜一六四四)が五四の齢をもって鬼籍に入る。

この年、十二月に正保と改元される。かくて、これから紹介する史料は、等顔・等益に継ぐ萩

藩御用絵師雲谷派第三世代の動向を教えてくださいることになる。

等益亡きあと雲谷家の家督を襲ったのが、その長男、等与で慶長十七年(一六一二)生まれである。ときに三二歳ほど。等与には、等爾(元和元年(一六一五)生まれ)・等哲(寛永八年(一六三二)生まれ)・等璠(同十二年(一六三五)生まれ)の三人の弟がいた。

一方、等益の兄、等屋(元和元年(一六一五)没)にも三人の男子があり、等的(慶長十一年(一六〇六)生まれ)・等宅(生年不明)・等作(元和元年生まれ)がそれである。参考のため雲谷派初期系図を一〇六頁に掲げた。

本稿では、編年を心掛けながら(一)「公儀所日乗」の史料、(二)築庭の史料、(三)禁裏絵制作の史料、(四)その他の史料という構成で紹介する。

採り上げる史料は断らない限り、山口県文書館架蔵の萩藩々政史料、毛利家文庫である。

（一）「公儀所日乗」の史料

「公儀所日乗」（一九日記四）は別名「福岡牒」ともいう。寛永十年（一六三三）二月二十三日から承応元年（一六五二）十二月二十九日までの江戸留守居役（のち公儀人と改称）であった福岡彦右衛門就辰（一六七七年没、享年八六）の役中日記と同二年七月三日から同三年六月晦日までの同役飯田平右衛門就重の役中日記（飯田牒）からなる。江戸藩邸における対幕府及び諸藩間などの涉外記事が中心である。ただし後世の写本である。

なお、当該史料を詳細に分析したものと、山本博文氏の『江戸お留守居役の日記』（読売新聞社刊一九九一年）がある。

その中に、萩藩御用絵師雲谷派の作品があいさつがわり、あるいは所望されて進上された記述が認められる。多くは注文品として、萩藩側から納品されている。中には⑩のように「数年之望之絵尔今相滞」という状況でもあった。相手先が『徳川実記』や『寛政重修諸家譜』などで判明

する者を上げると、神尾備前守（④）は江戸町奉行、松平出雲守（⑨⑩）と安藤右京（⑪）は幕府寺社奉行を務めている。①②に記される中根日向守は、幕府大番頭や御側を任じており、大隅守と日向守は父子関係である。⑦⑧および⑬の阿部豊後守は、六人衆や紅葉山大番を、⑫の新見七右衛門は目付を、さらに真田長兵衛は在番目付を任じている。⑮の松平肥前守は佐賀の国持大名鍋島氏、⑯の松平伊豆守は老中である。

以上、当該史料に出て来る雲谷派絵師の名をまとめてみると、等的（記述回数一回）、等宅（同一回）、等作（同二回）、そして等爾（同四回）、等与（同二回）の五名である。等的兄弟一五回、等与兄弟六回となり、正保四年（一六四七）までは等的に、慶安二年（一六四九）からは等爾に所望や進呈絵画制作の任が集約されていたように映る。

正保三年五月十二日だけで進呈先が三件、五人にわたり、筆者はいずれも等的になっている。この日のこの集中振りは何を意味するのだろうか。

⑧では所望品に表具を施して納品したところ、表具を施してしまつては「余物がま敷（あまりものがましき）」として受取を拒否されたというエピソードが長文で記されてお

り、前記『江戸お留守居役の日記』でも採り上げられている。

画題の判明するものがある。拾ってみると、山水図三(いずれも屏風)、西湖図三(屏風二と掛幅一)、牧馬・龍虎図各一(いずれも屏風)という内訳になる。形態は、屏風一一例(⑩から⑬は除く)、掛幅九例(うち三幅一対が四例)。

ただし、⑩から⑬は、江戸城西丸移徒に関わる幕府への祝儀献上屏風絵の記述であり、⑮などは火事見舞いとして納品されている。前者は総数一二双、うち二双は小屏風で亡き等益筆、他は墨絵や色彩的な「長高」(たげだか)屏風で等与・等爾に加えて等式的も筆を動かした。幕府への納品が慶安三年(一六五〇)九月十六日とあり、このことは『徳川実記』同年九月十八日の条に「西城御遷りを賀して(略)松平長門守秀就は屏風十二双」との記載が見える。

同史料によれば、諸大名の祝儀品として屏風は計一七家が選んでいるが、一二双もの献上は他家にはなく抜群で、因みに次に多いのは尾張徳川家の一〇双である。画題など何にも記されていないが、屏風は絵屏風であったはずで、それに対応し得るだけの人材と工房体制があったればこそと推

測される。

(二) 築庭の史料

史料⑳は、雲谷派絵師の築庭に関わる興味深い史料である。雪舟の築庭にまつわる話は沢山あるが、絵師の築庭に関与した直接の文献として大変珍重されるのではあるまいか。

念のため慶安三年(一六五〇)の史料であるが、清水庭とはいずれの庭か、それを教えてくれるのが参考史料として掲げた萩藩江戸下屋敷である麻布邸の庭の記事である。また、毛利家文庫八館邸五四「旧麻布邸 清水亭の記」と同五五「得一亭記」があつて、これは安永元年(一七七二)ときの萩藩主毛利重就の著作に係るもので両書同文、大いに参考となる。この中に、「此池のみなもとにして清水たゆることなし、ことしの夏の日てりにも此池のみハかはかすと語るゆへにこの庭を清水といへるよし」などと記される。なお、得一亭とは清水庭に設けられた茶室である。

(三) 禁裏絵制作の史料

そして、この時期、注目の大仕事がある。禁裏の炎上に

伴う屏風進上と再造宮絵の制作である。同じ仕事に総括的に就いた幕府御用絵師、狩野探幽（一六〇二—一六七四）が顔を覗かせる史料としても大変興味深い。

禁裏炎上は、承応二年（一六五三）六月二十三日。

先ず、屏風二〇双を進上するにあたり、その画材に必要な薄や鳥ノ子紙などの調達から始まっている。もし出来相の屏風が無くとも一〇双や二〇双は調達しうるとの意気がここには感じられる。このとき関わる絵師は等与と等的であった（⑳㉑）。

㉒によると、等与・等爾・等作・等哲が右府つまり右大臣邸の再造宮で必要な屏風等の制作にいそしんだようすが見てとれる。

次いで、翌承応三年禁裏御殿の再造宮が進む中、障壁画などの制作が幕府から命ぜられる。㉓に見える「禁中侍衆木坂和泉守殿より之書状書写」したものの、つまり幕府の命令に基づき絵師の派遣を依頼したのが㉔である。㉔〜㉖によると、これに関わる絵師は等与と等爾の兄弟で屏風制作とは違ったが、天下の造宮絵制作の担い手として選ばれたという晴がましさが五月十六日の史料に緊迫感をもってあらわれている。制作現場への急行が求められている。だが、

等爾はこの時期江戸にあった。したがって、直ちに五月二十四日出発して、六月五日には上京を果たした。一方、国元の萩にあった惣領の等与は弟子を従え、漸く六月二十日に上京をとげている。後れを取った等与の代役を等爾が見事に演じきつたことが記されている。一兩日中に制作に着手することを示しながら等与らの宿舍が、萩藩京都屋敷（三条河原町）では禁裏の制作現場に遠く、狩野探幽一派が相国寺（今出川通、禁裏の北側）を宿にしているのは対照的で不便であるからとして、相国寺門前に借宿を構える手はずを整えたという（㉔㉕）。

㉖には狩野探幽の下で絵筆をとるに相応しい絵師の選定過程がしたためられるほか、出来上りの好評ぶりについても褒状が作成されたほどであったことがわかるなど、文献史料にはのこりにくい事象が書留められており面白い。史料は堅田家蔵古文書写であるが、堅田家は寄組の本身で当時当職など要職にあった。等与に弟子が付き添ったことが記されるが、㉗は等爾の弟子として上領八兵衛を記す。承応四年、つまり明暦元年という時期が時期だけに禁裏再造宮絵制作のねぎらい、恩賞であったと考えるのが自然だろう。弟子の記述が少ないだけにこれまた貴重視される。

なお、禁裏炎上に伴う絵画制作に関わる史料に『閔閔録』

(雲谷等玉家証文、一九六九年山口県文書館編集・発行『萩藩閔閔録遺漏』に所載)があつて非常に重宝される。その中の明暦元年(一六五五)十一月二日再造宮御殿引渡しに当たつてしたためられた指図奉行高木伊勢守の等爾宛書状によれば、等爾の京都を離れる日が一兩日の間となる中、今回の御殿絵と屏風絵の制作について、「今度御殿御絵共殊外見事出来、(中略)御屏風、是亦残所無御座、見事出来重々首尾克御満足、云々」と好評の様子を伝えている。

宮内庁書陵部所蔵の「禁中御絵画工記」(承応度造宮)によると、雲谷派三人が絵筆をとつたことがわかる。御学問所御物置に草花を描いた等与、常ノ御所中棚ノ間に牡丹を描いた等爾、そして岩国吉川氏の御用絵師で雲谷派絵師齋藤等室(？—一六六八)は常ノ御所御物置に秋野を描いている。

㉓の林権右衛門は萩藩の京都留守居役、㉔ほかの高須庄右衛門尉は萩藩の京都屋敷番(㉔)に記述)である。

(四) その他の史料

この時期、雲谷派絵師の動静を端的に教えてくれる史料

萩藩御用絵師雲谷派 正保〜万治期の史料(吉積)

がふたつある。伊勢御師の防長の檀家廻りの記録である「村山家檀那帳」(御什書三一九)と諸儀式に招かれたときの座配の記録である。前者について寛文十年(一六七〇)までのこつているが、当該期のもは左記のとおりである。

正保元年(一六四四)十二月「江戸 雲谷等の」

正保三・四年(一六四六・四七)各九月「雲谷等の老・同等宅老・同等作老」

慶安元年(一六四八)九月「雲谷等の老・同等宅老」

承応元年(一六五二)九月「雲谷法橋等の・同等与(「初而衆」と添書がある)・同等宅老・同法橋等作老」

万治元・二・三年(一六五八〜六〇)各九月「雲谷等の法橋・同等与法橋・同等哲・同等宅法橋・同等作法橋」(各年同じ記述)

後者の儀式関連の記述を拾つてみる。「御規式帳」(四五規式一)の正保五年(一六四八)正月二日御謡初一人名の座配の中に等爾の、慶安二年(一六四九)正月五日鶴拝領御披露目式七〇名参席の中に等与と等の名が見える。

「明暮御規式帳書抜」(規式二七)正月二日御謡初に等的がある。「御規式帳」(規式二)の慶安五年(一六五二)元旦には等爾の名が見えるとともに翌二日御謡初と正月十

一日大般若成就振舞相伴者にも等爾がいる。「諸所御成之記」（旧記四三）には御膳相伴者として等爾（万治元年十二月二十六日と翌年正月十八日）と等与（万治元年閏十二月三日）の名が出てくる。

病氣

③②③は、絵師の病氣に関する記事で、等作の眼病と等与の療養のための有馬湯治のことである。等与は、承応二年（一六五三）九月十日に湯治行を認められているが、推測するに禁裏献上の屏風絵二〇双制作のあとの大変な心労後なことであつただろう。等作の眼病は国元で養生していることが、はかばかしくないとして上方での養生に切り換えることが検討されている（益田家文書「御用状控 慶安五年（一六五二）二月朔日、『山口県史 史料編 近世6』二〇一二年所載）。目の煩いは職務に大いに支障を来したはずであり、そのため等作の存在感が他の第三世代の雲谷派絵師の中で文献史料上弱いように映る。

なお、益田家文書（東大史料編纂所架蔵）は萩藩永代家老、一門八家の一家益田家の史料を指し、当該期には越中守就宣が加判役を務めている。

また、③④によれば、万治四年（一六六一）当時、等的にも病氣であることがわかる。

分限

当該期に近い寛永十二、十三年（一六三五、三六）ころとされる「分限牒」（五二給禄一八）による萩藩御用絵師の分限を拾ってみると、三〇〇石狩野等益（雲谷等益）、二〇〇石等的、扶持方切米銀渡し、江戸詰として扶持方八人・銀子八六〇目狩野等宅、諸細工人として扶持方八人・銀四六三匁狩野等爾、同じく扶持方五人・銀四六三匁、狩野等作、同じく扶持方五人・銀三五三四分李家等和、同じく扶持方五人・米七石狩野太郎左衛門である。

「承応二年（一六五三）分限牒」（給禄二四）では、七〇石等宅、五〇石李家等和、二〇〇石等的、六〇石等作が拾われ、扶持方切米銀渡しは個々の記載が省略されている。

叙位

『閥閥録』や「譜録」によれば、寛永十六年（一六三九）等与・等爾が法橋に叙せられたのをはじめ、同十九年（一六四二）に等的が、承応二年（一六五三）等哲が、それぞ

れ法橋に叙せられ、慶安五年（一六五二）三月五日、等与・等一的・等作の四〇歳前後の絵師たちに対し、若い身ながら法橋であるゆえに乗物が許されている（益田家文書「御用状控」、『山口県史 史料編 近世6』二〇一二年所載）。

また、⑧などを読めば、禁裏再造管絵制作を好機として叙位を望んでいたことがわかる。

普請役

また、当時、萩藩家臣には分限に応じ普請役が実労働として課せられていたが、医師とともに御用絵師は半役が免除されたのが慶安五年五月二十八日のこと（九諸省一八「根証拠控」）。益田家文書「御用状控」承応二年十月二十八日（『山口県史 史料編 近世6』二〇一二年所載）によれば、等与が、祖父等顔はこの普請役を免除されていたし、去々年からは「半役出銀」となったものの「寸暇なし」として、完全免除を願出ている。

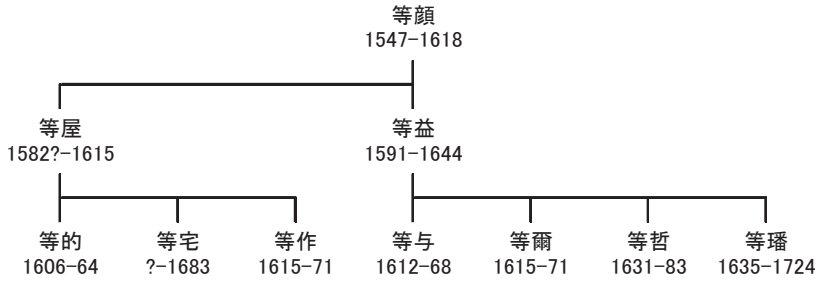
万治制法

萩藩二代目藩主毛利綱広（一六三九—一六八九）の時代、つまり万治期（一六五八—一六一）に毛利元就以来の領内法

を集成したものとして「万治制法」と言われるものがあるが、その中に④のように絵師の項目も設けられ、藩全体の法整備が行われる中で雲谷派絵師集団の組織固めも行われていったといえよう。

当該史料は、すでに『山口県史料 近世編法制上』（山口県文書館一九八六年発行）に翻刻済みであるが、組織作りの提をよく示したものと、敢えて再刻することにした。

雲谷派初期系図



萩藩御用絵師雲谷派 正保〜万治期の史料（吉積）

（注意）括弧書き及び読点は筆者が施したものであり、印は筆者が補注したものである。

【史料①】一九日記七（*以下省略） 「公儀所日乗」

同日（*正保二年十二月二十五日）

一中根日向守殿へ御詔之牧馬之屏風并せいこの掛物出来申（西湖）

に付而、御状被相添口羽又兵衛御使にて持せ進候、忝之由御返事御座候事

【史料②】「公儀所日乗」

同日（*正保三年三月十六日）

一中根大隅殿・日向守殿、等的・等宅・等作に被仰置候三幅一対致持参、萩野六右衛門と申奏者江相渡候、罷帰候事

【史料③】「公儀所日乗」

同日（*正保三年三月十六日）

一小栗平吉殿、等的・等宅・等作に被仰置候三幅一対の（懸）かけ物、阿川伝左衛門に持せ進候事

【史料④】 「公儀所日乗」

同日（*正保三年五月十二日）

一 神尾備前殿へ等的画懸物老幅、室節太左衛門迄書状相添持せ進候事

【史料⑤】 「公儀所日乗」

同日（*正保三年五月十二日）

一 大沢右京殿・安栖法印・佐久間五郎兵衛殿へ等的画懸物持せ進之候、右京殿ノハ三幅一对、安栖・五郎兵衛殿ノハ老幅もの、何も等的付出し之前、進之候事

【史料⑥】 「公儀所日乗」

十二日（*正保三年五月）

一 深尾甚左衛門へ等的懸物老幅持せ遣候事

【史料⑦】 「公儀所日乗」

同日（*正保三年五月十七日）

一 豊後殿御内池村八郎兵衛、等的之画三幅一对所望に付而相調、表具被仰付、被遣候事

【史料⑧】 「公儀所日乗」

同八日（*正保三年九月）

一 阿部豊後御内池村八郎兵衛、等的三幅一对所望に付表具迄相調遣候処に、表具迄相調候ては余物がま敷敷難留め置之由にて理被申被指戻候、請取置候処に宮崎伊太夫參、右之掛物八郎兵衛望には候へ共表具迄御調にて被下候儀は余結構に候故、各存之所用捨候て被下難置候て先返進仕たる首尾にて可有御座候、定而先一通り紙表具に而かつ／＼と仕かけ候て輩傍共にも見せ候て、其以後表具をも仕度可存候条、表具を施候て別々に仕伊太夫まで指越候は、八郎兵衛江申候て先かけ物を相渡、表具は手前に預り置、追而遣し候様に可仕候条、右之首尾に仕候て差越候様にと被申候、此儀如何可有之哉と此中致遠慮指延置思案仕候へ共、伊太夫重而又両度右之差図之上は不任其儀所も如何敷存、清太夫に申付右之三幅老対表具をはつし別々にして加藤平兵衛使にて伊太夫所江書状相添え持せ遣候へは、則三幅老対を留置表具之分は先此方へ差戻候、追而到来可仕候間其刻可遣由候、伊太夫書状取置候、右之表具も追而時分相計遣可申候、此表具そゝう成悪キ段子（巻）に而候へは是より能きれに而表具可仕と存知

候も難計に付而しきりにも不被申候、併はや彼方へ遣したる物にて候故、とかく伊太夫申次第にいつ迄も控置待可申候事

【史料⑨】 「公儀所日乗」

同日（*正保四年五月二十八日）

一阿部左衛門次郎殿へ為御音信等の筆の山水之屏風壹双被進候、御使三戸四郎兵衛

【史料⑩】 「公儀所日乗」

九月廿一日（*正保四年）

一松平出雲守殿へ内々御約束被成候西湖之御屏風壹双被進之候、為御使持参之申候横地七兵衛存申候

【史料⑪】 「公儀所日乗」

同九日（*正保四年十一月）

一安藤右京殿へ御使に参候等の筆之西湖之御屏風一双被進之候、御状相添致持参候、随而上野御門跡へ御見舞之時、分再御進物之様子兎角右京殿御指図次第に可被成之通、又来ル十一日に於御隙は下屋敷へ御来儀候やうにとの儀

何も御口上申達候、御直に御逢候て御返事被仰聞せ候、結構なる御屏風被懸御意何より以過分至極に存候、上野御門跡様へ御札之儀末々惣談（相）不相極候間、重而御指図可申候、明後十一日能興行に付而参上可申之由被入御念候

本書ノママ

段忝存候、尤参度存候へ共不叶わひへ先約仕候間被思召分可被下候之由被仰聞候、罷帰右之趣何も申上候事

【史料⑫】 「公儀所日乗」

同廿六日（*慶安二年九月）

一新見七右衛門殿へ等爾筆之屏風壹双、為御音信被進之候、為御使致持参候、杉半右衛門存之

【史料⑬】 「公儀所日乗」

同廿五日（*慶安三年正月）

一石川三右衛門殿へ為御音信、等与筆之山水之屏風一双被進之候、為御使御状相副致持参候、杉半右衛門様へ是は連々御家来之絵書之屏風御望に付而如此相調候事

【史料⑭】 「公儀所日乗」

同日（*慶安三年二月五日）

（見五）

一真田長兵衛殿御所望之龍虎之屏風、石川弥左衛門殿迄児淡路殿書状相添持せ進之候、御使村井九右衛門、左候而弥左衛門殿御請取候との御返状參候、淡路殿江持せ進之候事

【史料⑮】「公儀所日乗」

同日（*慶安三年卯月三日）

一松平肥前守殿江火事之為御音信御屏風三双被進之候、其内老双御留置候而式双は御返信候、御使口羽又兵衛、此段御普請御小屋にて殿様江申上候事

【史料⑯】「公儀所日乗」

同十六日（*慶安三年八月）

一松平伊豆守殿江參申候候は、今度西之御丸御移徒に付而最前御屏風拾双指上ヶ可申通得御内意候処、小屏風二雙相添指上ヶ申度之由候而爰元指越申候、左候へは拾式雙之筈に御座候、如何可有御座哉と申候候へは一段可然思召候、若多ク候は於其時被成御差図可被差殘候条、先十式雙之目錄指上ヶ置候へ之通御指図に御座候間、則目錄

持參仕候に付而指上ヶ候、安藤右京殿へも此首尾申上ヶ置候へ之通御内証に付而直様右京殿江參、西川五左衛門を以右之趣申上御帳に付罷帰候事

【史料⑰】「公儀所日乗」

同日（*慶安三年九月十五日）

一今度西之御丸御移徒之御祝儀御屏風十二双、明十六日に西之御丸へ指上ヶ納候へ之通、豊後殿御内鈴木宇右衛門殿書付指越被申候事

【史料⑱】「公儀所日乗」

九月十六日（*慶安三年）

一西之御丸御移徒に付而御進上之御屏風、十二双は小屏風、十双は長高惣金に墨絵、或は金砂粉半粧之薄彩色泥引絵色々、等与・等爾・等的三筆、小屏風二双は等益筆、家桐ノ白地金具ちやうかまへぬりかさノ緒ねりくりの四ツうちに仕り候、御使者毛利紀伊守致同道、六ツ半時西之御丸江致持參罷出、水野備後守殿・井上河内殿・兼松弥五左衛門殿江懸御目様子申上、御目錄指上被成御請取候、首尾能納り申候、吉川美濃守殿御進上物之儀も使者同道

仕、罷出、御同前に差上申候事

慶安三ノ

七月廿日

(児生) 淡路 (印)
(鬚翁) 頼母 (花押)

【史料⑱】 「公儀所日乗」

桂権左衛門殿まいる

同日（*承応元年七月二日）

一阿部豊後守殿御家来衆、数年之望之絵尔今相滞申に付而、
宮崎射太夫より私所へ内状指越申候、紙面天野藤右衛門
にて等爾江見せ申候へは急度可相調由申越候事

【参考史料】遠用物近世前期二六三九（五六の一七）、「宝

永七年麻布御清水御庭築直の事」

宝永七年麻布御清水御庭築直被仰付候由、御中屋敷事之
記録に相見候

【史料⑳】 「公儀所日乗」

同廿九日晴天（*承応元年七月）

【史料㉑】遠用物近世前期一八〇五「児玉淡路守・杉杜兵

一石谷将監殿江昨日御屏風壹双・勝手屏風一双・風呂先屏
風片被進候、但等爾筆、右之為御礼、杉兵庫殿江当日御
状参候、則青山持せ進之候事

庫頭連署状」

【史料㉒】遠用物近世前期二四六「児玉淡路・梨羽頼母連
署御用状（清水庭普請に付等爾へ褒美の事）」
今度清水御庭之普請付而等爾別而苦勞仕候通、被成御意、
御羽織壹ツ被遣候、然は御矢倉に無紋之羽織無之候、御
納戸方に御召下無紋之御羽織於有之は等爾へ被相渡請取
状被取置可被備御算用候、已上

追而得御意候、今度禁中炎上付而先御聞廻、尾越勝右衛
門御使一両日中、京都被差上候、然は右火事付御並被聞
召合たる御音信被成儀たる事候、左候て殿様よりハ長高
之御屏風・緑青・御国紙之類可然存候、弥承合、追而可
得御意候、屏風之事仕置如何程御座候哉、内々其御心得
に而仕立等之儀、京・大坂にて被仰付御勝手に相成事に
可有之候間、御讃談被仰付被置、尤存候、若出来相たる
御屏風無之候ハ、只今よりも拾双も廿雙も給之儀可被
仰付候、此如御音信之儀は空而程御座候て被進之儀も可

有御座候間、此節より急度被仰付候ても間に合可申候へ御音信物に不及御聞舞一通りに被遣御事候、恐々謹言

(皇王)
児 淡路守

(本年)
後六月二日

元恒(花押)

(杉)
杉 兵庫頭

就幸(花押)

堅田安房守様

人々御中

【史料⑳】遠用物近世前期一八〇七「林権右衛門尉書状」
(奉書)
猶以ならぶろ之儀宗全子申候を金子可申付之由奉得

其意候、以上

閏六月十六日之御奉書、一昨日、廿三日大坂より着申候、然は禁中炎上に付而御屏風式拾双御進上被成候、等与・等的被仰付候に付而、こげ大薄式万枚并青薄三千枚一屏風之上張、越前鳥之子拾双分六百枚、急度調可差下候通、即申付指下申候、別紙により注文進上申候間、御証抛物可被下候

(*中略)

林権右衛門尉

萩藩御用絵師雲谷派 正保〜万治期の史料(吉積)

(承応)
閏六月廿五日

(皇田)
堅 房州様

人々御中

就(花押)

【史料㉑】遠用物近世前期一八一〇「木坂和泉守書状写」

尚々、早々罷上候様に被申遣、尤に存候、以上

今度、禁中御普請付而雲谷等与・等爾へも御絵之儀可被仰付之旨、御公儀御普請奉行衆へ御書付被出候故、奉行衆より何も絵師等へ御絵付之儀被申渡候間、乍兩人早々罷上候様に其元より可被申遣候、恐惶謹言

木坂和泉守

(承応)
五月十六日

在判

高須庄右衛門様

【史料㉒】遠用物近世前期一八〇九「高須庄右衛門尉書状」
以上

態以飛脚可被申上候通、岩脇又右衛門方迄申入候、然は禁中御普請に付御殿御絵之儀、雲谷等与・等爾へも可被仰付候旨、御公儀御普請御奉行衆へ御書付被仰出之旨、禁中侍衆木坂和泉守殿より之書状書写差下懸御目申候、

本書之儀は等爾之儀に付江戸御老中様へ指下申候

一 御殿御絵割之儀、此表於相国寺に近日被仰付候由に御座候、就其一両日以前、禁中御普請中御用に相調候公儀御代官平野藤次殿より若とう一人被指越、等与・等爾儀未罷上候哉之通被申越候、藤次殿より船所へ之便にては無御座候、為御心得申上候、委細之儀は木坂和泉殿書状書写指下之間、具に不申上候、此由、恐惶謹言

高須庄右衛門尉

（花押）

（承伝）
五月十六日
（堅田）

堅 安房守様

（国司）
備後守様

（益田）
益 越中守様

（毛利）
毛 右京様

（毛利）
毛 宮内様

人々御中

【史料⑳】遠用物近世前期一八〇八「岩脇又右衛門尉書状」一筆申上候、然は禁中様御普請に付、御殿之御絵之儀を雲谷等与・等爾にも可被仰付旨、御公儀御普請奉行衆へ御書付被仰出候旨、木坂和泉守方より高須庄右衛門方へ

書状参之由にて、右之趣其御地へ庄右衛門より書状を以申上候由今日申来候、態右之書状指下可申と存候折節、江戸より御膳夫衆隙明被指下出船之刻にて御座候間、三好次郎兵衛・羽根七郎右衛門・積山八右衛門・中村次郎左衛門、此四人へ相渡指下申候間、左様可被成御心得候、右之書状三田尻着次第、早々被指出候へと桂筑後方へ申達候、右之様子禁中様より江戸御公儀江勤御座候て殿様へ被仰出、江戸より右之御到来其御地に御座候哉と奉存、前様子には高須庄右衛門より可被申上之候、恐惶謹言

岩脇又右衛門尉

（承伝）
五月十六日
（堅田）

堅 房州様

人々御中

就信（花押）

【史料㉑】遠用物近世前期一八一三高須庄右衛門尉書状一以上

一 書申上候、雲谷等与被指上せに付御奉書被下置致拜見申候、彼方子弟共に去ル廿日無異議上京被仕候、等爾、今月五日爰元着被任、平野藤次殿へ被罷出御殿御絵調之首尾藤次被申分をも被奉、等爾存寄之所をも此中被申談

仕合、残所も無御座候

一 伝奏衆寿明院殿・清閑寺殿・高木伊勢殿へ木坂和泉案内者にて等爾被罷出各様殊外御懇に被仰首尾能御座候

一 禁中御普請、此中御意被成に付御作事漸く出来仕候故、

御殿御絵御普請奉行衆殊外御指免候付而各御奉行衆、等与此中遲着之様に被思召之由候へ共右之分に等爾能時分上京仕、各様中へ罷出御絵万事之首尾好何置被申に付而等与着被仕候ても別条無御座候

一 等与、去ル廿一日之朝、平野藤次へ等爾同心にて被罷出候処に是又あいさつ別而可然御座候、其外伝奏衆高木伊勢殿へ木坂泉州案内者にて被罷出、首尾好御座候之由候

一 等与・等爾一両日中に御絵手初可仕通に御座候

一 等与此表御長屋へ落付被申候、然とも御絵所於相国寺に(奥)深幽一家其外、彼寺に相詰被仰付候故、從御屋敷は遠方に付師弟下々迄数日之間、早朝仕舞候て毎日通ひ候は、何と御座候而も御絵もとをりかね可申候、其上他所絵師など付相に御座候条弁当など内外共にふつゝかなる仕合にて相国寺宿坊へ取寄せ仕舞候儀も如何敷存之由候て、相国寺門前宿借り度合仕如形手広宿かり申候、彼宿より相国寺宿坊へ通ひにて御絵相調可申覚悟之由、等与・等

爾談合に御座候条、右之首尾に仕候、猶於様子には追々可申上候、此由、恐惶謹言

高須庄右衛門尉

六月廿四日

毛 宮内少様

毛 右京進様

益 越中守様

堅 安房守様

人々御中

【史料⑳】一二三諸臣一七「堅田家蔵古文書写」(六の二)

明暦元か十二月六日

雲谷等与・等爾法橋位次并禁裏御絵被仰付候節、狩野家之次二不相互、各別二被仰付、殊二取分見事二出来二付、高木伊勢守殿証状被下候事

尚々藤木加賀守へ御伝言之通申届候、過去之由候、則今度職事衆へ之事、殊外肝煎被申書付取絵之加州も以別紙可申候へ共、我等より相意得可申よし被申候、重々便二右之通御礼状可被遣候、以上

十月二日之御状、霜月五日之御状両度之御状慥請取具拜

見仕候、其御地大膳大夫様御機嫌能被為成御座由、乍恐太慶至極奉存候、御手前御一家中不殘御無為之由珍重奉存候、当地上々様方一段御機嫌能被為成御座候、然は法橋位之次第被仰下候、則一書を以申進之候

一 法橋之次第、則職事衆へ具相尋候へハ御書付被下候間、式通其外勸修寺殿・清閑寺大納言殿、又ハ大外記はハ唯今宣旨書仁にて御座候、此等之御衆江も能相尋、則口上書迄相添進之申候事

一口宣も宣旨も差別無御座候、同前にて御座候、其上宣旨ハ久敷中絶申候て貴様など法橋御申候時ハ無御座候間、口宣迄にて相濟し、宣旨ハ近年より出来申候事

一 今度禁中御殿之絵、各へも被為仰付度之由、板倉周防守殿・高木伊勢守殿江被仰出候、然其右兩人之衆、智恩院にて御普請奉行衆寄会之時被申渡候へハ、其時狩野深幽（ウツク）下に付候ハ、かゝセ可申由、永井信濃守殿同意に被申渡候へハ、右周防守殿・伊勢守殿、事外穿鑿にて江戸御老中まで飛脚を以被仰入、其上にて各へは別段に被為仰付候、今度御殿之絵、各之分取分見事に出来仕候、乍去、若狩野家より批判可申かとして、以来為証拠之高木伊勢守殿より各へほうびの状一通つゝ被遣候、定而乍兩人に

今所持可被成と存候、爰元にて而官位之事、職事衆如御書付相違無御座候、何方へ御尋被成候とても相替儀ハ有間敷と存候、久々不得御床敷奉存候、来春ハ被成御供之上洛被成候哉、承度奉存候、此地相当之御用候ハ、可被

仰下候、猶期後喜之節候、恐惶謹言

（明暦辛）

極月六日

木坂和泉守

雲谷等与様

同 等爾様

御報

【史料②⑨】五五旧記二「古記録」（八の二）

明暦元年

一 禁中御普請二付御殿之絵、雲谷等与・等爾へも可被仰付候旨、於京都御屋敷番高須庄右衛門へ木坂和泉方より被申渡二付、松平伊豆守殿江被成御内談、等爾事江戸より五月廿四日二京都へ罷上候、等与事ハ在萩二付、御国元へ申遣罷上候事

付、七月廿五日於禁中御暇被遣、十一月二日京都罷立之由候事

【史料③〇】二二諸臣一七「堅田家蔵古文書写（慶安年中以下御用状控）」（一六の二）

（卯月十日神谷勝右衛門就世↓堅田安房守）

一右府様御普請すきとハ出来不申候へ共、河原町御屋敷も御窮屈之由相聞候、志摩屋敷は手廻り夏向難被成御座ニ付、俄ニ御普請急今月廿五日より晦日之間、吉日次第御移徒之筈ニ御座在候ハ、御移徒之御祝儀御音信物被進之候て可有御座哉と奉存候、少遅ク御座候分ハ苦間敷と奉存候、御帰国之砌御使者にて被進候ても首尾能可有御座候、御進物之儀ハ御屏風一円無御座候間、二三双も被進之、いかゞ可有御座候哉、右之通ニ被仰付候ハ、竹君様御用ニ付雲谷等与・等爾・等宅・等哲へ御屏風被仰付、右ノ内等与・等爾筆ハ打付書まくり物、残三人ハ大押繪十二枚宛出来參候、未私手前ニ御座候間、此内と三双程爰元ニてはり立被仰付被進候者以来共ニ首尾能可有御座と奉存候、金銀御衣類など之儀は当分計之事ニ御座候間、指出ながら貴様迄存寄申候へは、弥右之通御屏風被進候ハ、先御取替申竹君様へハ自然ニ御国ニて繪被仰付可被進候、何之道ニも御吟味被成御尤ニ奉存候

【史料③①】五五旧記二「古記録」（八の三）
（奉四）
同五月廿三日

一雲谷等爾弟子上領八兵へ、式人ふち、御切錢銀式枚被遣候、御ふち今日より勘渡、御切錢去年より被遣候事

【史料③②】益田家文書「御用状控」一〇二

一書得御意候、等作事去年已来眼氣相煩申に付而、爰元にて養生仕候へ共、きりくゝと快氣難仕候条、上方罷上り養生仕見申度之由申候条、御次手を以被仰伺可被遣之候、恐惶謹言

（慶五）
二月朔日

（毛利）
毛 宮内様
（稻社）
相 兵庫様
（児玉）
児 淡路様
人々御中

（国司）
国 備後
（益田）
益 越中
（毛利）
毛 右京

【史料③③】五五旧記二「古記録」（八の三）

（*承応二年九月十日奉書）

一雲谷等与病氣に付、有馬湯治御暇候事

【史料】④四〇法令八〇「万治諸御条目のうち条々（絵師）」

一画師衆之御絵被仰付候時、地取仕候衆ハ数多有之候へ共

自分ニ彩色不仕、下書計相調、彩色の儀は等和・三谷清

兵衛兩人相調申ニ付て、少の御用と候ても数日相滞儀候、

総て画師衆の儀ハ諸役御免許にて如形御知行をも被遣置

候条、分限相当手伝人召抱置候ても御用所勤仕儀ニ候へ

共、只今急度左様も不被仰付候、第一不断御絵被仰付に

ても無之候の間、御用の節ハ面々も随分彩色等迄相調、

其上手つかへ候時ハ手前ニ居あい候弟子共をも召連罷出

遂其節候様ニ可被申渡事

付、いつれへなりとも御急用の儀、又大段御絵被仰付

候節ハ何も不通間の事ニ候条、不挟意事、助合可遂其

節の通兼々可被申聞置事

一 等爾事、等与え御絵被仰付候節、等爾手前ニ御用無之候

ハ、自分弟子共ニ罷出、随分肝煎可申候、又等爾え御絵

被仰付、等与手前には差向たる御用無之節ハ等与より弟

子共差出、加勢申付候儀ニ可相心得の通可被申渡事

一 等宅・等作事、等的え相隨、御用調の次第ハ等与・等爾
え被仰渡の辻ニ可相心得候、尤等的儀、此節は病氣ニて
罷居候間、万事等如を等的同前ニ存、等宅・等作兩人と
して取立候儀肝要の通可被申渡事

一 等哲・等藩儀、今度被召抱、等与弟子分ニ被仰付儀候間、
等与弟子同前ニ相心得、上役下役を不謂、無緩可遂其節
の通可被申渡事

一 右の分ニ被仰渡候へ共、等和・三谷清兵衛儀も御用の節
は罷出、等与・等的隨下知、可遂其節の通可被申渡事
右の条々画師衆中え宜被申渡候、以上

万治四丑

三月十八日

榎 遠江

堅 安房

益 孫左衛門

毛 隱岐

毛 主膳

（非社奉行）

日野左近殿

井上五郎兵衛殿